平成27年度

税制改正

- -法人税•所得税•資産税•消費税-
- 1 平成27年度税制改正の基本的な考え方
- 2 法人課税の改正
- 3 個人所得課税の改正
- 4 資産課税の改正
- 5 消費課税の改正
- 6 納税環境整備に関する改正



I	平成 27 年度税制改正の基本的な考え方	
_	_ = _ \tau _ _ _	
I	法人課税の改正	
	1 法人実効税率の引き下げ	
	2 代替財源確保に向けた改正項目	
	4 その他の改正項目	
Ш	個人所得課税の改正	
	1 金融・証券税制	21
	2 国際課税の適正化	
	3 ふるさと納税制度の拡充	25
IV	資産課税の改正	
	1 若年層への資産移転、消費活性化を促す改正	27
	2 事業承継税制の見直し	30
V	消費課税の改正	
	1 外国人旅行者向け消費税免税制度	32
	2 国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し	33
VI	納税環境整備に関する改正	
	1 財産債務明細書の見直し	34
	2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置	
	3 税務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し	
	4 契約変更があった場合の生命保険金等の支払調書	36

Ι

平成 27 年度税制改正の基本的な考え方

安倍政権はこれまで、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」からなる経済政策=アベノミクスを推進してきました。税制面からは、雇用促進税制や生産性向上設備投資促進税制を創設するなど、企業に対する大胆な減税措置が講じられ、それにより就業者数や名目総雇用者所得の増加など雇用・所得環境は改善、企業部門も高水準の経常利益を実現しています。

一方で、個人消費に目を向けてみると、平成26年7-9月期の実質GDP成長率が2四半期連続でマイナス成長となるなど、景気の回復状況にはばらつきがみられ、特に地方や中小企業ではアベノミクスの成果を十分に実感できていません。

このような状況を受けて平成27年度税制改正は、「デフレ脱却・経済再生」というこれまでの方向性を受け継ぎつつ、さらに、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じてさらなる企業収益に結び付くという、経済の好循環を着実に実現していくことを目指して決定されました。

1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1)成長志向に重点を置いた法人税改革

法人税改革とは、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることにより、「稼ぐ力」のある企業の税負担を軽減することで、収益力の改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていくように構造改革を行うものです。

「個人レベルではアベノミクスの恩恵が感じられない」という課題が指摘されていますが、法人税 改革を通じて企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃 上げへの取組みが可能となります。

すでに過去の税制改正で所得拡大促進税制が創設・拡充されていますが、今回はさらにその 要件を緩和するとともに、法人事業税の外形標準課税においても、新たに所得拡大促進税制を 導入。「賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする」と宣言しています。

(2) 高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化

経済波及効果の大きい住宅需要を喚起するため、高齢者層から若年層への資産の早期移転 を促進する措置を講じることとされました。また、消費税率引上げの前後における駆け込み需要 およびその反動による住宅市場への影響を緩和するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非 課税措置が拡充されます。

(3)投資家のすそ野拡大・成長資金の確保

「家計の安定的な資産形成を支援する」「経済成長に必要な成長資金を確保する」という2つの観点から、投資のすそ野を若年層にまで拡大することを目的にジュニアNISA(未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)を創設。また、平成 26 年からスタートしているNISAについて、年間投資上限額の引き上げが行われます。

2 地方創生・国家戦略特区

(1)東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

わが国では現在、東京圏への人口集中が進行する一方、地方の衰退傾向が顕著になっています。そこで今回の税制改正大綱には、「東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保する」とともに、「急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける」ことのできる税制を構築することが盛り込まれました。

(2)国家戦略特区

国家戦略特区内で行われる特定中核事業について税負担を軽減する各種制度については、 わが国の経済再生に大きく寄与する事業を支援する観点から、税制の対象となる特定中核事業 を新たに追加するとともに、特区に認定されなかった地域とのバランス、地方創生や国際戦略総 合特区等における他の税制との役割分担や整合性等に留意しつつ、引き続き検討することとさ れています。

(3)少子高齢化の進展・人口減少への対応

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ、祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため、これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置が講じられます。

また、昨年中にマスコミを賑わせた「配偶者控除の廃止論」をはじめとする各種控除の見直しについては、平成 27 年度税制改正では実施されず、①効果的・効率的に子育てを支援する、②働き方の選択に対して中立的な税制を構築する――という2つの観点から一体的な見直しを丁寧に検討することとされました。

3 社会保障・税一体改革

(1)消費税率 10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とすることが税制改正大綱に明記されました。

なお、社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を 高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10% への引き上げは「景気判断条項」を付さずに確実に実施されることが明言されています。

(2)消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

消費税率引上げによる住宅投資への影響の平準化・緩和のため平成 25 年度税制改正で実施された住宅ローン減税の拡充措置が、消費税率引上げ時期の変更を踏まえ、その対象期間を平成 31 年 6 月 30 日まで1年半延長されます。なお、この措置の延長により、地方自治体の税収が引き続き減少することになるため、減収額については全額国費で補塡することとされました。

車体課税については、平成26年度税制改正において「消費税率10%段階で結論を得る」こととされていましたが、税率引き上げに伴い、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得ることになりました。

(3)消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する」ということが明記されました。平成 29 年度からの導入を目指し、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討が進められます。

4 固定資産税

土地に係る固定資産税については、一部の減額制度や負担調整措置により不均衡が生じているという問題があります。ただ、現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であることを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度は継続することとされました。

しかしながら、今後、わが国がデフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じることも想定されるため、負担の不均衡が再拡大することが見込まれます。そのため、次期評価替えまでの間に、デフレ脱却の動向を見極めつつ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行うこととされました。

5 国境を越えた取引等に係る課税の適正化

国内外の事業者間の競争条件の公平性を確保する、国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する、などの観点から、国境を越えた取引や人の動きに係る課税の適正化に向けて取り組んでいくこととされました。

6 復興支援のための税制上の措置

東日本大震災からの復興は、わが国における最優先課題であり、税制面からも引き続き支援を行うこととされました。

7 │円滑・適正な納税のための環境整備

納税環境整備については、平成 27 年秋からスタートする「マイナンバー制度」に付随した改正が目立ちます。例えば、マイナンバーが付された預貯金情報を税務調査で効率的に利用するため、金融機関が預貯金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理することが義務付けられました。

また、国税関係書類のスキャナ保存制度の要件緩和、電子申告による税務手続の簡素化などが進められます。

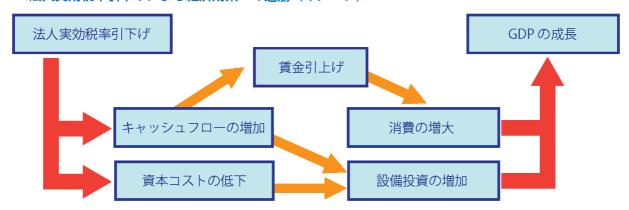
${ m I\hspace{-.1em}I}$

法人課税の改正

本年度の法人課税の改正は、「企業の収益力改善に向けた投資」や「新たな技術開発への挑戦」など、「成長志向に重点を置いた法人税改革」に着手することを念頭に実施されます。

特に、①世界的に見て割高な法人実効税率の引き下げにより、ビジネス環境を改善すること、 ②コーポレートガバナンスの強化による新陳代謝を促進すること、③産業競争力を高めることで 企業に「稼ぐ力」を持たせ、賃上げへの動き出しをより一層力強く後押しすること——という3つの 大きな思想を最重要のテーマとして、各種改正項目が決定されました。

<法人実効税率引下げによる経済効果への道筋 (イメージ)>



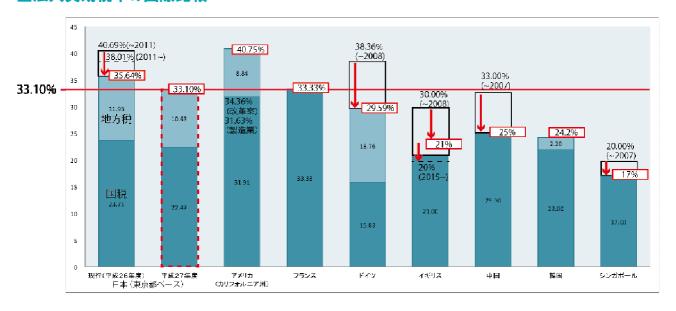
1 法人実効税率の引き下げ

1.法人税率の引き下げ

(1)税率引き下げの背景

アジアや欧州では、税率を引き下げることでグローバル企業を誘致する動きが加速しています。 主要国の中でも、米国に次いで2番目に高かった法人実効税率の引き下げを進めることで、日本企業の国際競争力を高めるとともに、国際企業に対する立地競争力を強化し、日本への事業所誘致を活性化させたり、日本企業の海外移転を防止し、国内雇用の維持・国内景気浮上のカンフル剤になるものと期待されています。

■法人実効税率の国際比較



(2)引き下げ率

		現 行	改正後
中小法人(※1)	年 800 万円以下の所得金額	15%(※2)	15%(※2)
	年 800 万円超の所得金額	25.5%	23.9%
大法人		25.5%	23.9%

- (※1)中小法人とは、期末資本金の額が 1 億円以下で、資本金の額が 5 億円以下の大法人の 完全支配関係にある法人を除いた法人をいいます。
- (※2)中小法人に対する軽減税率の特例が 2 年間延長となり、引き続き年 800 万円以下の所得金額に対しては、15%(本則 19%)の税率が適用されます。

(3)適用事業年度

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(4)実効税率の引き下げ予測

法人税率の引き下げのほか、法人事業税所得割・地方法人特別税の税率変更により、わが国の標準税率ベースの実効税率は、次のように引き下がることになります。

	現 行	平成 27 年度	平成 28 年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
法人事業税所得割	7.2%	6.0%	4.8%
・地方法人特別税を含む			
・年 800 万円超所得分の標準税率			
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	31.33%
[標準税率ベース]		(▲2.51%)	(▲3.29%)

(出典:経済産業省平成27年税制改正資料)

2 │代替財源確保に向けた改正項目

1. 欠損金の繰越控除制度の利用制限

(1)制度見直しの背景

欠損金の繰越控除制度は、平成 24 年度税制改正により、期末資本金の額が 1 億円超の大法人につき、控除できる金額が「所得金額の 80%まで」に制限されるとともに、繰越期間控除が最長 9 年間に延長されました。しかし、今回の税率引き下げに伴う代替財源確保の動きから、さらに制度の見直しが進められました。

(2)控除できる繰越欠損金の限度額

繰越欠損金の控除限度額が、平成27年4月1日以後の各事業年度において、二段階で縮小されます。なお、この見直しは、すべて大法人に関連するものであり、中小法人については現行通りの取扱いとなります。

①繰越控除限度額の計算(※)

	開始事業年度	控除限度額
現行	~平成 27 年 3 月 31 日まで	所得金額×80%
	平成 27 年 4 月 1 日から	所得金額×65%
改正後	平成 29 年 3 月 31 日まで	
	平成 29 年 4 月 1 日以後	所得金額×50%

※ 当該事業年度において控除できる欠損金の額は、上記に示した控除限度額と、繰越欠損金 の額のうちいずれか小さい額です。

2 控除限度額の特例

赤字が先行しやすいベンチャー企業や、経営再建を行う企業については、雇用やイノベーションを生み出す創業や円滑な事業再生を促進する観点から、7年間、100%控除できる仕組みが新たに導入されます。

この仕組みにより、ベンチャー企業や経営再建を行う企業の税負担が 7 年間軽減され、そのキャッシュフローが前向きな投資に回り、ベンチャー企業の成長・発展や迅速な事業再生が期待できます。

(3)繰越期間及び帳簿書類の保存期間の延長

①繰越期間の延長

欠損金を当該事業年度の所得金額と相殺することができる繰越期間は、現行の 9 年間から最 長 10 年間に延長されます。

2適用事業年度

平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

7月 大損 大損 大損 大損金発生 1年目 100 50% 控除限度の制限により 課税所得が増加 2年目 10年目も控除可能 (課税所得が減少)

<例:平成29年度以降の大法人の場合>

3保存期間の延長

欠損金の繰越期間の延長に伴い、帳簿書類の保存期間もこれまでの 9 年間から、10 年間に延長されることになりました。

2. 受取配当等の益金不算入制度の縮小

(1)制度見直しの背景

企業の株式保有は、支配関係を目的とする場合と、資産運用を目的とする場合があり、それ ぞれの保有目的により配当収益に対する課税の意味合いが変わってきます。特に、株式の保有 割合が低く、投資としての意味合いが強い場合には、他の資産運用手段との間で選択が歪めら れないよう、課税を強化する観点から見直しが進められました。

(2)益金不算入となる株式等の範囲

受取配当等の益金不算入制度の対象となる株式等の区分は、株式の保有割合に応じて、次のように分類されることになりました。

①現行の株式等の区分

現 行		
区分	株式の保有割合	目的
完全子法人株式等	100%	支配
関係法人株式等	25%以上	支配
上記以外の株式等	25%未満	運用

②改正後の株式等の区分

改正後		
区分	株式の保有割合	目的
完全子法人株式等	100%	支配
関連法人株式等	保有割合が3分の1超	支配
その他の株式等	5%超~3分の1以下	運用
非支配目的株式等	5%以下	運用

改正後の株式等の範囲では、支配目的と運用目的を明確に区分し、支配目的を示す保有割合が、これまでの「25%以上」から「3分の1超」へと変更されることになりました。また、新たに資産運用目的を示す株式等の範囲が創設され、保有割合が5%以下の株式は、「非支配目的株式等」に分類されることとなります。

(3)益金不算入割合

上記の株式等の区分に応じて、益金不算入となる配当金等の額は、次の通りとなります。

1 改正後の株式等の区分

改 正 後	
区分	益金不算入割合
完全子法人株式等	100%
関連法人株式等	100%
その他の株式等	50%
非支配目的株式等	20%

現行制度では、株式の保有割合が 25%以上の場合には 100%、25%未満の場合でも 50%の 益金不算入が認められていましたが、改正後は、支配目的として認められる 3 分の 1 超の場合に 100%、5%超~3 分の 1 以下の場合には 50%、保有割合が 5%以下の場合には、20%までしか 益金不算入が認められなくなり、配当金に対する課税強化の流れがより一層強まることになります。

②証券投資信託の益金不算入割合

現行では、証券投資信託についても一定の場合に、益金不算入が認められていましたが、改正後は次の通りに変更されます。

	益金不算入割合	
区分	現行	改正後
公社債投資信託	全額益金算入	全額益金算入
公社債投資信託以外の	25%	全額益金算入
証券投資信託		
特定株式投資信託	50%	20%

※ 特定株式投資信託とは、日経 300 など一定の要件を満たす上場銘柄で構成される投資信託 を言います。

(4)株式等に係る負債利子の控除

これまで、受取配当等の益金不算入制度では、配当等の元本である株式等を取得する際に生じた負債利子の額を控除して計算されてきました。

今回の改正により、前記(2)②の「その他の株式等」と「非支配目的株式等」に分類された場合には、負債利子がある場合の控除計算の対象から除外されることとなりました。

3 地方創生・所得拡大に向けた取り組み

1. 地方拠点強化税制の創設

(1)制度創設の背景

東京への過度な人口集中を是正するためには、地方企業が雇用の場を確保し、人材を定着させる必要があります。このため、地方公共団体による計画的・戦略的な企業誘致の取組みを政策的に支援する目的から、本社機能等を東京圏から地方に移転させたり、地方においてその本社機能等を拡充した場合には、本社等の建物に対する投資減税制度や、雇用の増加に対する税額控除制度の特例(雇用促進税制)などを適用できることになりました。

(2)地方拠点強化実施計画

この制度の適用を受けるためには、あらかじめ「地方拠点強化実施計画(仮称)」を策定し、都 道府県知事の承認を受ける必要があります。この「地方拠点強化実施計画(仮称)」とは、次の 2 つに分けられます。

移転型計画	東京 23 区から地方(東京圏、中部圏の中心部、近畿圏の中心部を
	除く全地域で、国が認定した地域)へ本社機能を移転する計画
拡充型計画	地方(東京圏、中部圏、近畿圏を除く一定の地域のうち、国が認定
	した地域)にある本社機能を拡充する計画

1本社機能とは

経営意思決定、経営資源管理(総務・経理・人事)、各種業務統括(研究開発・国際事業等)などの事業所をいう。工場および当該地域を管轄する営業所等は含まない。

②オフィス減税の適用対象資産

- 本社移転による新社屋の建設
- 地方の主力生産工場敷地内に建設する研究所
- 教育機能を一元化する総合研修施設の建設等

(3)地方拠点オフィス等を取得した場合の特別償却・税額控除

地方拠点強化実施計画の承認を受けた法人が、その承認の日から 2 年以内にその実施計画に記載された建物および付属設備等を取得し事業の用に供した場合には、その取得したオフィス等の取得価額に対して、特別償却と税額控除の選択適用が認められます。

選択適用	承認時期	移転型計画	拡充型計画
特別償却	地域再生法の改正法の施行日か	取得価額×25%	取得価額×15%
	ら平成 30 年 3 月 31 日		
	地域再生法の改正法の施行日か	取得価額×7%	取得価額×4%
税額控除	ら平成 29 年 3 月 31 日		
	平成 29 年 4 月 1 日から	取得価額×7%	取得価額×2%
	平成 30 年 3 月 31 日		

なお、税額控除の適用を受ける場合には、法人税額の20%が上限となります。

2. 地方拠点強化税制内での雇用促進税制の拡充

(1)制度拡充の背景

地方拠点強化税制は、東京圏の企業による地方移転や、地方における本社機能の拡充を支援することで、地域経済の活性化を推進するためのものです。

地域経済の活性化に最も効果を発揮するのは、地方における雇用の創出であり、雇用促進税制の拡充は、その流れをより一層強めるものといえます。

(2)現行の雇用促進税制の概要

雇用促進税制は、従業員のうち雇用保険の一般被保険者の数を「10%以上かつ 5 人以上増加させる」等の要件を満たした場合、増加1人当たり40万円の税額控除が受けられる制度です。

	内容
適用期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間
適用対象者	公共職業安定所(ハローワーク)の長に雇用促進計画の届出を行った青色申告書を提出する事業主
	① 当該事業年度末の従業員割合が、前事業年度末に比して10%以上増加している場合
	② 当該事業年度末の従業員数が、前事業年度末に比して 5 人以上増加している場合(注:な
	お、中小企業者等については2人以上増加させた場合であっても、②の要件を満たす)
適用要件	③ 事業主の都合による離職者が存在しないこと
	④ 当該事業年度の「支払給与額」が前事業年度の「支払給与額」よりも増加していること
	(当期の給与等支給額)ー(前期の給与等支給額)
	≧(前期の給与等支給額×雇用者増加率×30%)
税額控除額	増加した雇用保険被保険者の数 × 40 万円
控除限度額	法人税額×10%(注:中小企業者等の場合には20%まで可)

(3)地方拠点強化税制での拡充内容

地方拠点強化実施計画の承認を受けた法人は、その承認の日から 2 年以内の日を含む事業年度に、その計画に従って移転または新・増設した特定施設における増加雇用者数(法人全体の増加雇用者数を上限とする)に、次の金額を乗じて計算した金額を、税額控除することができます。

計画の種類	適用要件の充足度	税額控除額
移転型計画の場合	①現行の雇用促進税制の適用	增加雇用者数×500,000 円
	要件を全て満たす場合	
	②前記(2)①の要件以外の全て	增加雇用者数×200,000 円
	の適用要件を満たす場合	
	③前記①の要件を移転後から平	增加雇用者数×300,000 円
	成 30 年 3 月 31 日までの期間で	
	継続して満たす場合	
拡充型計画の場合	①現行の雇用促進税制の適用	增加雇用者数×500,000 円
	要件を全て満たす場合	
	②前記(2)①の要件以外の全て	增加雇用者数×200,000 円
	の適用要件を満たす場合	

(4)控除限度額

地方拠点強化税制の適用法人が、雇用促進税制により税額控除できる金額は、現行の雇用 促進税制により控除される金額との合計額が、法人税額の 30%に相当する金額までとされてい ます。

4 その他の改正項目

1. 所得拡大促進税制の要件緩和

(1)制度の概要と改正の背景

「成長による富の創出」を促進するためには、個人所得の拡大を図り、消費需要の回復を通じた経済成長を達成する必要があります。そこで、平成25年度税制改正では、企業が従業員に対し給与等の支給額を増加させた場合に、その増加額のうち一定割合に相当する金額の税額控除を可能とする「所得拡大促進税制」が創設されました。

現在、消費増税による影響のため国内消費需要の回復が遅れていることから、賃上げへの動きを更に加速することを目的として、同制度の適用要件が緩和されることになりました。

(2)適用対象法人及び適用年度

青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度で、国内において雇用する使用人に対して支給する給与の額が適用年度に応じた割合分増加し、かつ、一定の要件を満たす場合には、所得拡大促進税制の規定を適用することができます。

(3)適用要件の緩和

次の 3 つの要件を充足した場合に、所得拡大税制の規定を適用することができます。本年度の税制改正においては、①の要件のうち「一定の増加割合」の要件が緩和されることとなりました。

①所得拡大促進税制の適用要件

	適用要件
1	当期の雇用者給与等支給額 ≧ 基準事業年度の給与等支給額×一定の増加
	割合
2	当期の給与等支給額 ≧ 前期の給与等支給額
3	当期の平均給与等支給額 > 前期の平均給与等支給額

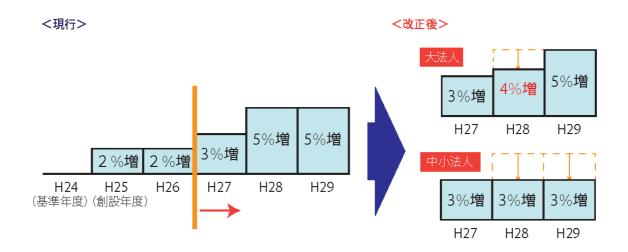
- ※ 基準事業年度とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち、最も古い事業年度の直前事業年度を指します。
- ※ 給与等支給額は、国内雇用者に対する給与等の支給額で、各事業年度の法人の所得金額の計算上損金の額に算入されるものをいいます。

2一定の増加割合

海田東娄左帝	18 仁	改正後		
適用事業年度	現行	中小企業者以外	中小企業者	
平成 27 年 4 月 1 日前	102%	102%	102%	
平成 27 年 4 月 1 日~平成 28 年 3 月 31 日	103%	103%	103%	
平成 28 年 4 月 1 日~平成 29 年 3 月 31 日	105%	104%	103%	
平成 29 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日	105%	105%	103%	

■改正後の制度イメージ

要件(1) 給与総額増加要件の一定割合



(4)特別控除額の算定

国内において雇用する使用人の給与等支給増加額×10% ただし、特別控除の規定を適用する場合の控除限度額は、当期の法人税額 10% 相当額(中小企業者等については 20%)となります。

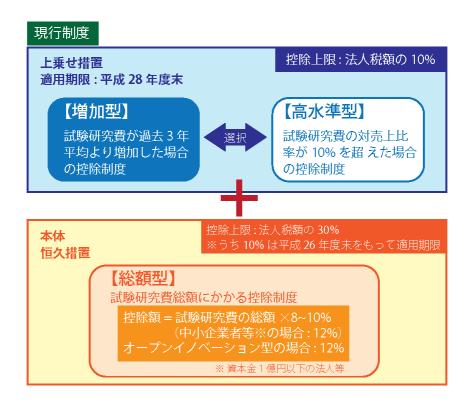
2. 研究開発税制の拡充と見直し

(1)制度改正の背景

わが国の国際競争力を支える研究開発については、「民間研究開発投資を対GDP比で世界1位に復活」という日本再興戦略の目標達成に向け、イノベーション源泉の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制と同一条件下での競争環境を確保しつつ、オープンイノベーション型研究開発で遅れをとる日本企業に対して、オープンイノベーションを重点的に推進する改正内容が盛り込まれています。

(2)現行の試験研究費の特別控除制度

現行制度では、次のように恒久措置である総額型制度(中小企業者の場合には、支出型制度を採用)に、上乗せ措置である増加型制度と高水準型制度を選択適用する形で、控除額が計算されていました。



(3)総額型制度における改正項目

平成 27 年税制改正では、恒久措置である総額型制度の控除限度額について、特別試験研究費の控除限度額が下記のように拡充されました。

	現 行	改 正 後
	試験研究費×8~10%	改正項目なし
控除	(中小企業者の場合は12%)	
控除限度額	特別試験研究費×12%	①特別試験研究機関等又は、大学等との共
度 額		同研究及びこれらに対する委託研究 30%
		②上記以外 20%

(4)特別試験研究費の対象範囲の拡大

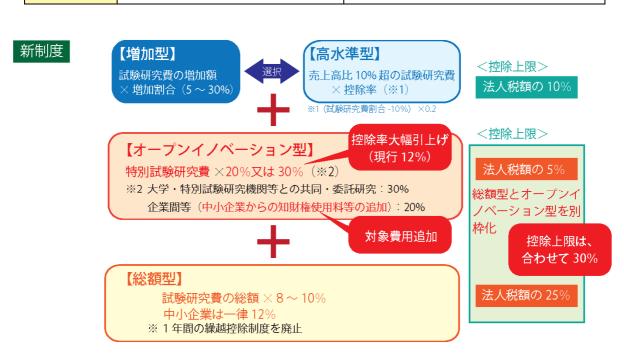
企業(大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ 有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率の引き上げを行 うとともに、その特別試験研究費の対象範囲が大きく広がります。

	現 行	控除率
共同研究	国の試験研究機関・国立研究開発法人	30%
	大学等	30%
	企業・民間研究所等	20%
	技術研究組合	20%
委託研究	国の試験研究機関・国立研究開発法人	30%
	大学等	30%
	中小企業	20%
	公益法人•地方公共団体等	20%
知的財産の使用料	中小企業	20%

(5)控除上限額の変更と繰越控除制度の廃止

平成 27 年度税制改正では、恒久措置である総額型制度控除できる上限金額と、繰越控除制度について次のような改正が行われます。

	現 行	改正後
上限額	法人税額×30%	①法人税額×25%
		②特別試験研究費がある場合
		法人税額×5%を別枠で控除可能
繰越控除	1年間の繰り越しが可能	廃止



(6)適用事業年度

平成27年4月1日以後に開始する各事業年度より適用されます。

3. 外形標準課税の拡大

(1)制度改正の背景

企業はその活動にあたり、地方自治体から様々な行政サービスの提供を受けています。法人 事業税とは、それらの行政サービスに必要な経費を分担すべきであるという考え方(=応益課税)に基づいた税金です。

平成27年度税制改正では、この法人事業税における応益課税の性格をより明確なものとする ため、外形標準課税が拡大されることになりました。

【外形標準課税とは】

事業所の床面積や従業員数、資本金など、客観的に判断できる基準を課税ベースとして税額を算定する課税方式。資本金1億円超の法人のみが対象。

法人事業税は、①「所得割」と呼ばれる企業の所得のみを基準として税額を算定する部分、②「付加価値割」と呼ばれる報酬給与額や支払利子、支払賃借料などを基準として税額を計算する部分、③「資本割」と呼ばれる資本金や資本積立金を基準として税額を計算する部分の3つで構成されています。

このうち所得割は、所得のみを計算のベースとしていることから、「行政サービスの経費を分担する」という同税の考え方にそぐわない側面があり、長らく問題視されてきました。

今回の改正では、この所得割の部分が縮小されるとともに、付加価値割、資本割の部分が拡大されます。これにより、資本金1億円を超える多くの企業で増税になると予想されています。

(2)改正の概要

①法人事業税の税率の改正

付加価値割、資本割の税率が引上げられ、所得割の税率が引下げられます。

		現行	改正案		
		5九1」	平成 27 年度	平成 28 年度~	
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%	
資本割		0.2%	0.3%	0.4%	
所	年 400 万円以下の所得	3.8%(2.2%)	3.1%(1.6%)	2.5%(0.9%)	
所得割	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5%(3.2%)	4.6%(2.3%)	3.7%(1.4%)	
נים	年 800 万円超の所得	7.2%(4.3%)	6.0%(3.1%)	4.8%(1.9%)	

この改正は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び 平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

②地方法人特別税の税率の改正

法人事業税の税率の改正に伴って、資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税の税率が下表のように引上げられます。

現行	改正案		
-5元1]	平成 27 年度 平成 28 年度~		
67.4%	93.5%	152.6%	

③資本割の課税標準の見直し等

資本割の課税標準について、「資本金に資本準備金を加えた額」が資本金等の額を下回る場合、「資本金に資本準備金を加えた額」が課税標準となります。

4付加価値割における所得拡大促進税制等の導入

付加価値割の税率引上げに伴って、法人の雇用者給与等支給額が一定額増加した場合には、一定金額を付加価値割の課税標準から控除する制度が創設されます。また、外形標準課税の拡大に伴う負担軽減措置として、法人事業税の税率の改正に伴う負担変動の軽減措置が導入されます。

Ш

個人所得課税の改正

平成 27 年度税制改正の議論の過程では、所得税の計算における各種控除制度の見直しが 大きな論点となりました。特に「配偶者控除」についてはかなりの時間を割いて議論が行われまし たが、最終的に、見直しは次年度以降へ持ち越しとなっています。

金融証券税制に関しては、投資のすそ野を若年層まで拡大するという理念のもと、既存の NISA 制度の拡充に加え、対象を未成年にまで広げた「ジュニア NISA」が新たに創設されます。

1 金融·証券税制

1. ジュニアNISA(少額投資非課税制度)の創設

(1)制度創設の背景

2014年にスタートした NISA の利用者に関する統計(金融庁・NISA 口座の開設・利用状況等調査、平成 26 年 6 月 30 日)を見ると、利用者の大半は 40 歳以上の中高年層に集中しており、20 ~30 歳代の利用は全体のおよそ 10%程度という現状です。つまり、わが国の若年層には「投資が浸透していない」ということが言えます。そこで、若年層にまで投資のすそ野を拡大するため、未成年者も NISA 制度の対象とすることになりました。

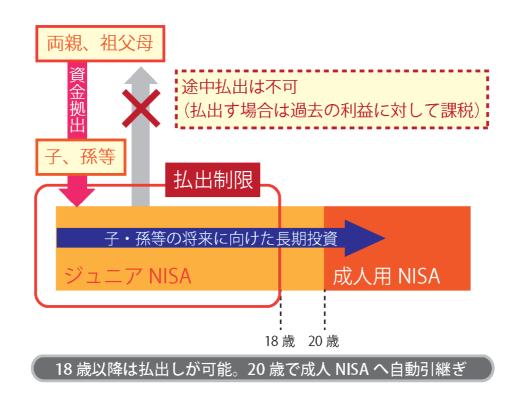
■ジュニアNISA創設の狙い

- 1 若年層に投資を浸透させる
- ② 高齢者の資産を若年層に移転し、さらに投資に振り向けることで経済成長に必要な資金供給を拡大する
- ③ 長期的な資産形成の促進

若年層には、将来的に「大学進学時の支出」「結婚・出産等に伴う支出」などが見込まれるため、 長期的な資産形成を行うニーズが少なからずあります。この「長期的な資産形成」を後押しするこ とがジュニア NISA 創設のもう一つの狙いであると言えます。

(2)制度の概要

この制度の創設により、両親や祖父母が子や孫名義の口座を開設して株式等の取引を行った場合、そのキャピタルゲインについて非課税の取扱いを受けることができます。



項目	摘要
制度の対象者	0歳~19歳の居住者等
年間投資上限額	80 万円
非課税対象	上場株式、公募株式投信等
投資可能期間	平成 35 年まで
非課税期間	投資した年から最長5年間
運用管理	・ 原則として、親権者等が未成年者のために代理して運用を行う。
	・ 18歳まで払出し制限。払い出す場合は、過去の利益に対して課税。

平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設申込みがされ、同年4月1日から未成年者 口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

2. NISAの拡充

投資を促進する観点から、すでにスタートしている通常の NISA についても拡充が図られます。 具体的には、各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる非課税投資額が 120 万円(現行:100 万円)まで引き上げられます。

この改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

2 国際課税の適正化

1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

(1)制度創設の背景

株式等のキャピタルゲインについては、租税条約上、株式等を売却した人が居住している国に 課税権があります。これを利用し、巨額の含み益を有する株式を保有したまま、シンガポールや 香港などのキャピタルゲイン非課税国に出国し、その後に売却することで税負担を回避すること が可能となっています。また、外務省発表の海外在留邦人数調査統計によると、平成 25 年にお けるキャピタルゲイン非課税国への永住者数は、平成8年に比べて優に2倍を超えており、今後 も引き続き増加することが予想されます。

	平成8年	平成13年	平成18年	平成23年	平成24年	平成25年
シンガポール	813	961	1302	1578	1692	1852
香港	1017	418	825	1604	1924	2151
ニュージーランド	2517	3953	5367	7562	8049	8444
スイス	2375	3289	3742	4386	4550	4719

キャピタルゲイン非課税国を利用した税負担の回避が可能である現状に対応するため、出国時に未実現のキャピタルゲイン(含み益)に対して課税する制度が創設されることになりました。

(2)制度の概要

国外転出する人が有価証券、未決済デリバティブ取引等(匿名組合契約の出資の持分、決済をしていないデリバティブ取引、信用取引、発行日取引など)を有する場合には、国外転出時に、次に示す(イ)(ロ)の金額により有価証券等の譲渡または未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして所得税が課税されます。

(イ) 当該国外転出の日の属する年分の確定申告書の提出時までに納税管理人の届出をした場合

当該国外転出の時における当該有価証券等の価額に相当する金額又は当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額

(ロ)上記イに掲げる場合以外の場合

当該国外転出の予定日の3月前の日における当該有価証券等の価額に相当する金額又は 当該未決済デリバティブ取引等の決済に係る利益の額若しくは損失の額

(3)制度の対象者

この制度の対象となるのは、以下の2つの要件を満たす日本国内の居住者です。

- 前記②(イ)及び(ロ)に定める金額の合計額が1億円以上である者
- ・ 国外転出の日前 10 年以内に、国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年超である者

(4)留意点

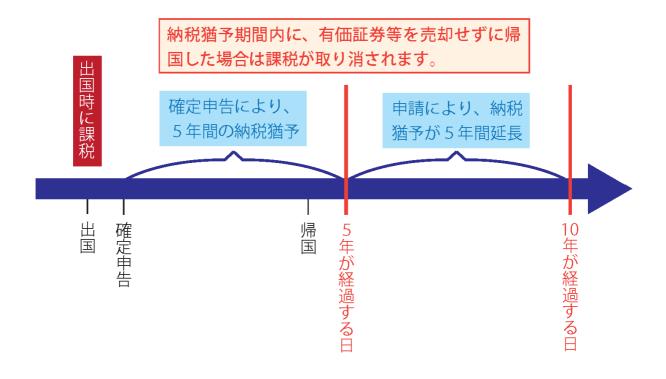
1納税猶予と課税の取り消し

国外転出時、この制度によって課税を受けた人が、その年分の確定申告書に「納税猶予を受けようとする旨」を記載した場合には、「国外転出の日から 5 年を経過する日」まで納税が猶予されます。また、出国後 5 年以内に有価証券等、未決済デリバティブ取引等を売却せず帰国した場合には、課税が取り消されます。

なお、この納税猶予は、確定申告書の提出期限までに①納税猶予分の所得税額に相当する 担保を提供し、かつ、②納税管理人の届出をした場合にのみ適用されます。

また、納税猶予の期限は、申請により「国外転出の日から 10 年を経過する日」まで延長することができます。

■納税猶予のイメージ

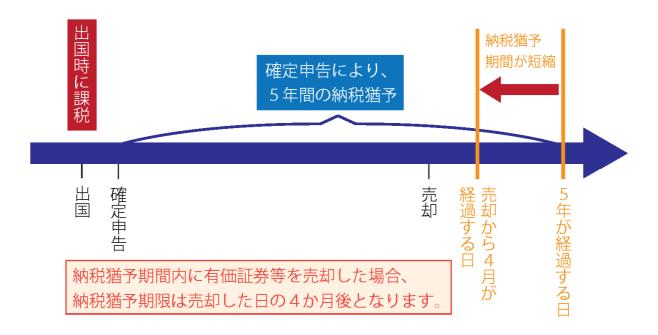


2納税猶予の期限までに有価証券等を売却した場合

納税猶予を受けている人が、その納税猶予の期限までに有価証券等、未決済デリバティブ取引等の譲渡または決済をした場合、納税猶予の期限が「譲渡または決済等があった日から 4 月を経過する日」となります。つまり、譲渡または決済の日から 4 か月以内に納税しなければなりません。

なお、国外転出時の価額よりも低い金額で譲渡または決済した場合については、更正の請求 をすることで所得税額を減額することができます。

■納税猶予期間に株式等の売却があった場合の取扱い



3 ふるさと納税制度の拡充

1. 住民税の特例限度額の拡充

(1)改正の背景

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村に対して寄附をすると、寄附金のうち 2 千円を超える 部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です (年間の所得金額や家族構成により全額が控除されないケースもあります)。納税者が寄附をし たい自治体を選べる上、寄附金額に見合った特産品などがもらえる自治体もあり、いまや多くの 人がこの制度を利用しています。

今回の税制改正では、このふるさと納税について拡充および利便性の向上が図られることになりました。

(2)改正の概要

今回の改正では、住民税の特例限度額が現行1割から2割に引き上げられます。

■ふるさと納税における控除額の計算

- ② 個人住民税(基本分)(寄附金 2 千円)× 10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)(寄附金 2千円)×(100% 10%(基本分)- 所得税率)
- ①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除(所得割額の 1 割を限度) → 改正により、所得割額の2割まで控除可能に

2. ふるさと納税ワンストップ特例制度

ふるさと納税を行い、実際に控除を受けるためには、現行制度では確定申告をすることが必須となっています。しかし、今回の改正により、通常確定申告を行う必要がない給与所得者等については、寄附先の団体が寄附者に代わって控除手続きを行う「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されます。これにより、給与所得者等については、確定申告をすることなく控除を受けることが可能になります。

なお、確定申告をすることなく控除が受けられるのは、5 つの都道府県若しくは市区町村までに限られます。この改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附より適用されます。

IV

資産課税の改正

資産税については、高齢者層から若年層への資産移転、消費活性化を促進するための新制度などが盛り込まれましたが、全体的には小粒な改正となっています。

1 若年層への資産移転、消費活性化を促す改正

1. 住宅取得等資金贈与の非課税特例

(1)改正の背景

住宅市場の浮沈はわが国の景気に大きなインパクトがあります。そのため、景気刺激策として 平成 21 年度の補正予算で創設されたのが住宅取得等資金贈与の非課税特例です。創設当初 は、平成 21 年~同 22 年末までの時限措置でしたが、相次ぐ延長により、現在、平成 26 年末ま でに行われた住宅取得等資金の贈与が対象となっています。

ただ、消費税率 8%への引き上げにより景気にマイナス影響が出ていること、さらに平成 29 年 4 月には消費税率が 10%への引き上げが控えていることから、税率引き上げ前の駆け込み、引上げ後の需要の落ち込みなどが生じることが予想されます。これらの影響を緩和するため、住宅取得等資金の非課税特例について、非課税限度額を拡充した上で、適用期限が平成 31 年 6 月 30 日まで延長されます。

(2)改正の概要

①非課税限度額の拡大

「住宅の取得価額に含まれる消費税の税率が10%である場合」については、より大きな優遇を 受けられる制度に改正されます。また、購入する住宅が「良質な住宅用家屋」か「それ以外」かに より、非課税限度額に差が設けられます。

イ) 消費税率が 10%である場合の非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る契約の	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	
締結期間			
平成 28 年 10 月~平成 29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	
平成 29 年 10 月~平成 30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	
平成 30 年 10 月~平成 31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	

口) 消費税率が8%または個人間売買により中古住宅を購入した場合

住宅用家屋の取得等に係る契約	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
の締結期間		
~平成 27 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月~平成 29 年 9 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月~平成 30 年 9 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月~平成 31 年 6 月	800 万円	300 万円

なお、ここでいう「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級 2(平成 27 年 4 月以降は断熱等性能等級 4)または耐震等級 2 以上もしくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいいます

2. 結婚・子育で資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1)制度創設の背景

わが国では現在、著しい少子高齢化が進行していますが、その原因の一つとして、将来の経済的不安から若者が結婚・出産に踏み切れないということが挙げられています。

そこで今回の改正では、両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて、子や孫の結婚・ 出産・育児を後押しする制度が創設されることとなりました。

(2)制度の概要

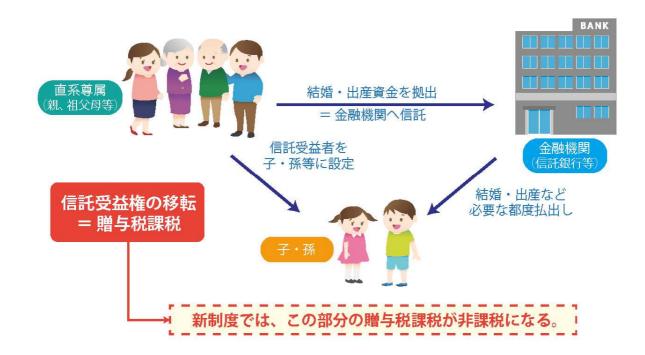
信託銀行等の金融機関に口座を開設し、結婚・子育て資金として親・祖父母など(直系尊属)が口座へ金銭を拠出(=信託)、将来必要な都度、子や孫が金銭の払い出しを行うというもので、平成25年度税制改正で創設された「教育資金贈与の非課税措置」と非常に似た制度設計になっています(受贈者は、20歳以上50歳未満の者に限られます)。

通常、親や祖父母が信託銀行等に金銭を信託し、その受取人を子や孫とした場合、子や孫に「受益権=金銭を受け取る権利」が移転したとみなされ、ただちに贈与税が課税されますが、この制度の創設により、受益権移転によって生じる贈与税が非課税になります。

非課税となる金額は、受贈者 1 人につき 1 千万円ですが、そのうち「結婚に際して支出する費用」は 300 万円が限度とされています。

この制度は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に拠出される金銭について適用されます。

■制度イメージ



(3)制度の留意点

- ①結婚・子育て資金とは結婚・子育て資金とは、次に掲げる費用に充てるための金銭をいいます。
 - イ) 結婚に際して支出する婚礼(結婚披露を含む)に要する費用、住居に要する費用及び引 越に要する費用のうち一定のもの
 - 口)妊娠に要する費用、出産に要する費用、子の医療費及び子の保育料のうち一定のもの

2払出しの確認等

金銭を払い出した子や孫は、その金銭を結婚・子育て資金に充てたことを証明する領収書等を金融機関に提出しなければなりません。

3. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1)改正の内容

①期限の延長と対象教育資金の範囲拡大

若年層への資産移転を目的として平成 25 年度税制改正で創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、その適用期限が平成 27 年末までとされていますが、改正により平成 31 年 3 月 31 日まで延長されます。

また、現行制度では対象外として非課税となる教育資金から除外されている「通学定期券代」と「留学渡航費等」について、制度の対象に含まれることになりました。

2制度の利便性向上

現行制度では、教育資金として金融機関から払い出しすると、その 1 年以内に領収書等を提出し「教育のために使用した」ということを証明する必要があります。例えば、習い事の月謝を支払った場合、それが数千円であっても領収書を必ず提出しなければならず、手続きが非常に面倒であるという問題がありました。

そこで今回の改正では、①領収書等に記載された支払金額が 1 万円以下で、かつ、②その年中における合計支払額が 24 万円に達するまでのものについては、領収書ではなく、「支払先や支払金額を記載した明細書」を提出すれば良いことになります。

この改正は、平成28年1月1日以後に提出する書類について適用されます。

2 事業承継税制の見直し

1. 事業承継税制の利便性向上のための改正

(1)改正の背景

企業経営者の高齢化により、事業承継の問題が大きな社会問題としてクローズアップされています。後継者不在による廃業、また、後継者がいたとしても、株式の移転にかかる税負担が重くのしかかるため、廃業を選択するケースが珍しくありません。そこで、後継者への株式移転時の税負担を軽減するために誕生したのが、事業承継税制(非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度)です。

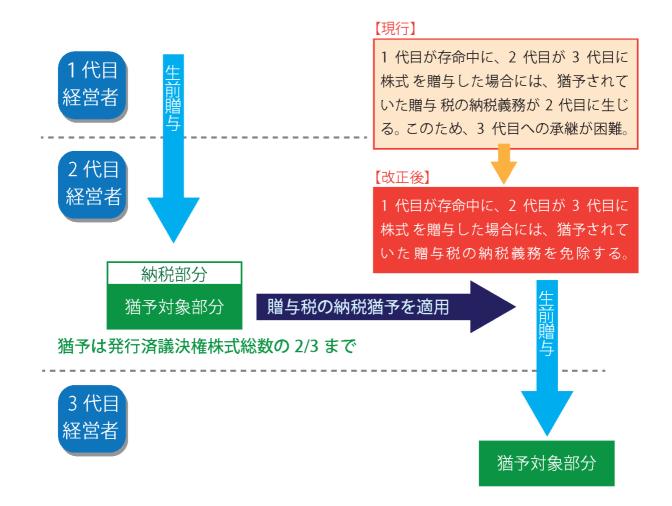
ただ、この制度は、制度そのものが極めて複雑であることに加え、適用要件が厳しく、そのハードルの高さ故に活用が進みませんでした。そこで政府は、この制度の使い勝手を良くしようと毎年の税制改正で徐々に改良を加えています。

(2)改正の概要

現行制度では、1 代目の経営者が存命中に、2 代目経営者が 3 代目経営者に株式を贈与した場合、2 代目経営者は猶予されていた贈与税を納めなければなりません。このことが、3 代目への承継を困難にしていると考えられていました。

そこで今回の改正では、1 代目経営者が存命中に、2 代目経営者から3 代目経営者への株式の贈与が行われた場合、2 代目経営者が猶予されていた贈与税について免除されることになりました。ただし、3 代目経営者も納税猶予制度の適用を受けることが条件となります。

■改正のイメージ



V

消費課税の改正

1 外国人旅行者向け消費税免税制度

(1)改正の背景

円高の解消を受けて、訪日外国人による買物等の消費額は増加傾向にあります。これに合わせて政府は、平成 26 年に消費税免税対象物品を消耗品(化粧品等)も含めた全物品へと拡大、さらなる消費拡大に向けて意欲的に制度を改正しています。

ところが、現行制度上では、免税販売を行う場合、個別店舗ごとに免税手続を行う必要があり、 各店舗の事務負担が大きいという問題があります。

(2)改正の概要

商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第 三者に委託(ワンストップ化)することが可能になります。

また合わせて、免税手続を委託している複数店舗での購入額を合算して、免税販売の対象と することも可能となります。

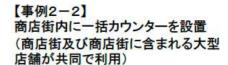
これらの改正により、店舗における負担を軽減するとともに、外国人観光客が個々の店舗毎に免税手続を行う煩雑さが解消され、免税制度のさらなる利用促進が期待されます。

■改正のイメージ

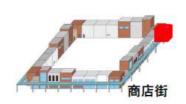
= 免税手続委託カウンター(一括カウンター)

【事例1】 ーの建物(ショッピングセン ター 等)内に一括カウンターを設置

【事例2-1】 商店街内に一括カウンターを設置









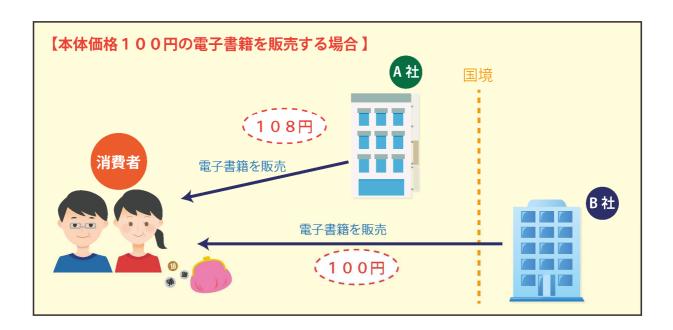
※ 図中の「一の建物」とは、大規模小売店舗法に規定する「一の建物」をいいます。

(出典:経済産業省平成27年税制改正資料)

2 国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

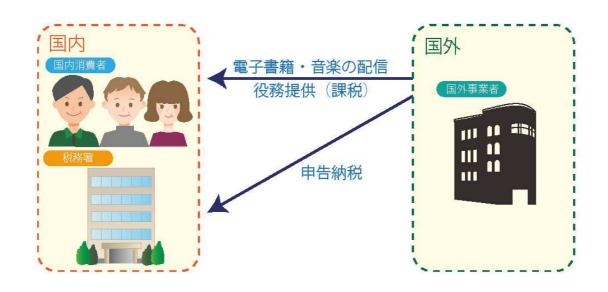
(1)改正の背景

近年、インターネットを通じた電子書籍、音楽配信、クラウドサービス等が急速に普及しています。国内事業者がこうした事業を行う場合には消費税が課税される一方、国外事業者が行う場合には消費税が課税されておらず、国の内外で競争環境に著しい有利不利が生じています。



(2)改正の概要

そこで、公平性・中立性を確保する観点から、海外からのインターネット等を通じた役務の提供 に消費税が課税されることになりました。



V

納税環境整備に関する改正

1 財産債務明細書の見直し

(1)改正の背景

財産債務明細書とは、12月31日時点の財産や債務について、種類や金額を記載する法定調書で、その年の所得金額の合計額が2千万円超える人は、翌年の確定申告書に添付して提出しなければなりません。

今回の改正では、所得税・相続税の申告の適正性を確保するため、記載内容の充実が図られることになりました。また、この改正に合わせて、名称が「財産債務調書」へと変更されます。

(2)改正の概要

①提出基準の見直し

現行制度における提出基準は「その年分の所得金額が2千万円超であること」とされていますが、改正後は以下のように見直されます。

- イ) その年分の所得金額が2千万円超であること。
- 口) その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 3 億円以上であること。
- ハ) 前述した「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設」対象となる資産の価額が 1 億円以上であること。

上記の基準を満たしている場合は、翌年の確定申告書の提出期限までに財産債務調書を提出しなければなりません。

2記載事項の見直し

現行の財産債務明細書には「財産の種類、数量及び価額」を記載しますが、改正により「財産の所在」「有価証券の銘柄等」も記載することになります。

上記①、②の改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

2 マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

(1)改正の背景

現在、日本国内の金融機関に開設されている個人口座は 10 億口座ほどあると言われています。これらの情報を正確に把握することは、脱税やマネーロンダリング、生活保護の不正受給などの補足に有効であることから、内閣の諮問機関である政府税制調査会は、マイナンバーと預金口座を早急に紐付けするよう政府に提案をしていました。今回の改正により、この「マイナンバーと預金情報の紐づけ」が実現されます。

(2)改正の背景

国税通則法の改正により、銀行等は、マイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を 管理することが義務づけられます。

Ⅰ 札務関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し

(1)改正の背景

平成17年の電子帳簿法改正以降、一定の国税関係書類についてはスキャナ保存が認められています。これにより、膨大な納品書や請求書などを電子保存できるようになり、事務負担の大幅な軽減が実現しました。

ただ、現行制度では、スキャナ保存できる契約書や領収書に「3 万円未満」という金額基準があります。今回、スキャナ保存制度のさらなる利便性向上のため、この 3 万円未満の基準が廃止されることになりました。

(2)改正の概要

①対象書類の見直し

スキャナ保存の対象となる契約書、領収書の金額基準(現行:3万円未満)が廃止されます。ただし、適正な事務処理の実施を担保する規程(※注:適正事務処理要件)の整備と、これに基づいて事務処理を実施していることが要件となります。

(※注)適正事務処理要件とは、内部統制を担保するために、相互けん制、定期的なチェック、再発防止策を社内規程等に整備し、これに基づいて事務処理を実施することをいいます。

②電子署名要件の見直し

現行制度では、スキャナ保存された書類の真実性を担保するため、入力者の電子署名および タイムスタンプを付すことが義務付けられていますが、改正により、入力者等に関する情報を保 存することを条件に「入力者の電子署名」が不要となります。

- ③大きさ情報・カラー保存要件の見直し 現行制度では、スキャナ保存するデータが以下の要件を満たしている必要があります。
 - ① 小さな文字を再現できる200dpi 以上の解像度であること
 - 2 色を再現できるカラー画像によるスキャニングであること
 - ③ 書類の大きさに関する情報が保存されていること

改正により、②のカラー保存が不要となり、白黒での保存が認められることになりました。また 同時に、③の「書類の大きさに関する情報」についても保存が不要となります。

4 契約変更があった場合の生命保険金等の支払調書

(1)改正の背景

現在、生命保険契約に基づいて死亡保険金や解約返戻金などが支払われた場合、保険会社 は税務署に支払調書を提出することが義務付けられています。これにより、税務署は死亡保険 金や解約返戻金による金銭の動きを効率的に捕捉できるわけです。

ただし、この調書では「保険金の支払い」や「解約」は把握できても、「契約者変更」は把握できません。例えば、保険契約者と被保険者が異なり、保険契約者が死亡した場合、「保険金の支払い」はありませんが、「契約者変更」は行われます。このとき、保険契約自体は相続財産となり、その評価額は「解約返戻金相当額」です。つまり、相続税の課税対象になるのです。

(2)改正の内容

この「契約者変更」を正確に把握するため、今回の改正により以下の整備が行われます。

- ① 保険会社は生命保険金契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署に提出しなければならない。
- ② 生命保険金の支払調書等について、保険契約の契約者変更があった場合には保険金 等の支払い時の契約者の払い込み保険料等を記載することとする。

この「契約変更があった場合の生命保険金等の支払調書」は、平成 30 年1月1日以後の契約者変更から提出が義務付けられます。

平成 27 年度税制改正 一法人税•所得税•資産税•消費税—

【監》修】税理士 平川 茂

【著 者】株式会社ビズアップ総研

【発 行】株式会社ビズアップ総研

〒105-7110 東京都港区東新橋 1-5-2 汐留シティセンター10 F TEL: 03-3569-0968 FAX: 03-6215-9218

お問い合わせはこちら



🚠 佐藤税理士法人

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目5-1

TEL **019-635-3911** E-mail info@za-nt.co.jp

スマホ・携帯電話はこちらから→



営業時間 平日 9:00~17:00 初回ご相談無料!お気軽にお問い合わせください!